



～市民自治力を 高める～

草加市民の ネットワークから学ぼう！！

- ❖ 日 時 12 月 11 日(土) 午後 1:00～4:30
- ❖ 会 場 高槻市立総合市民交流センター5階 視聴覚室
(高槻市紺屋町1-2 JR 高槻南口下車すぐ)
- ❖ 資料代 500 円
- ❖ 保育あり 800 円(きょうだい2人目からは 500 円・要申込み 締切 12/3(金)まで)

「自治基本条例」とは、市民自治による自治体運営の基本原則を定めた条例のこと。2001年4月北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」が制定されてから、「自治体の憲法」ともいえる自治基本条例が全国各地で施行され始めました。市民協働の仕組みや NPO への支援などが謳われている条文も多く、全国では183の自治体で、大阪府内では 10 市の自治体で制定されています。(2010年3月現在)

埼玉県草加市の「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は2004年(全国38番目)に制定され、まちづくり登録員による「みんなでまちづくり会議」の設置が盛り込まれ、まちづくり計画の提案や、条例運用の監視などを市民の手で行っています。今回、草加市まちづくり懇話会の座長であり、NPO 法人みんなのまち草の根ネットの会 会長の宮本節子さんにお越しいただき、市民のネットワークと行政との協働によって実現した条例ができるまでの経緯や思い、これからの展望などをお話いただけることになりました。

まちをこよなく愛し、まちづくりに熱意と力を注ぎたい市民のみなさんの参加をお待ちしています。

<スケジュール>

1:00 開会

1:05～2:05

基調講演

「みんなでまちづくり自治基本条例」ができるまで

宮本 節子さん

(NPO法人みんなのまち草の根ネットの会 会長)

2:05～2:40 質疑応答

<休憩>

2:50～3:20

調査報告

大阪府内自治体の条例&質疑応答

SEAN スタッフ

3:20～4:20 自由参加懇談会

4:30 閉会

<問合せ先> NPO 法人 SEAN(シーン)事務局 (月～金 10:00～17:00)

〒569-0095 高槻市八丁西町 1-20 八丁西ビル Tel/Fax 072-684-8584

e-mail station@npo-sean.org URL <http://www.npo-sean.org>

<企画> NPO 法人 SEAN まちづくりプロジェクト

*SEAN は高槻市を中心に「すべての人がありのままを大切にされ活かされる社会」をめざし、保育などの支え合い、子どもへの人権教育・講演活動等を行っている NPO です